

## 新制度における平成27年度保育料(案) (2号・3号:保育認定)

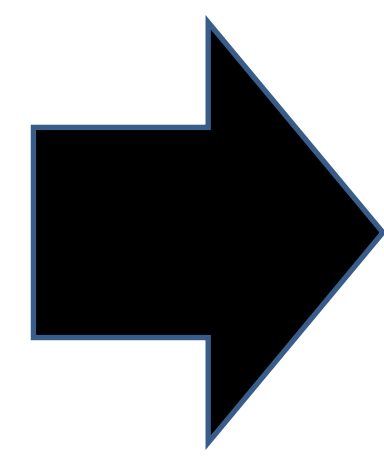
保育料(案)は、現時点で国から示されているイメージをもとに試算し、参考にお示しするものです。  
平成27年4月からご負担いただく保育料は、最新の国の制度改正等を踏まえ、平成27年度予算編成において決定するため、現在の案が変更される場合があります。

### 利用者負担(国イメージ)

		【単位:円】			
階層区分	推定年収	月額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	—	0	0	0	0
② 市民税非課税世帯	～260万円	9,000	9,000	6,000	6,000
③ 市民税所得割課税額 48,600円未満	～330万円	19,500	19,300	16,500	16,300
④ 市民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	30,000	29,600	27,000	26,600
⑤ 市民税所得割課税額 169,000円未満	～640万円	44,500	43,900	41,500	40,900
⑥ 市民税所得割課税額 301,000円未満	～930万円	61,000	60,100	58,000	57,100
⑦ 市民税所得割課税額 397,000円未満	～1130万円	80,000	78,800	77,000	75,800
⑧ 市民税所得割課税額 397,000円以上	1130万円～	104,000	102,400	101,000	99,400

### 現行北九州市保育料(月額)

		【単位:円】		
階層区分		月額		
		3歳未満児	3歳以上児	
		A	生活保護世帯	0
B		前年度分の 市民税非課税世帯	7,200	4,800
C	1	前年度分の 所得税非課税世帯	12,000	10,200
	2	前年度分の 市民税均等割のみ 課税	14,100	12,000
D	1	前年度分の所得税課税額 5,000円未満	17,100	15,600
	2	前年度分の所得税課税額 25,000円未満	21,600	20,200
	3	前年度分の所得税課税額 40,000円未満	28,400	25,500
	4	前年度分の所得税課税額 55,000円未満	33,200	29,800
	5	前年度分の所得税課税額 85,000円未満	39,900	30,400
	6	前年度分の所得税課税額 103,000円未満	43,800	30,900
	7	前年度分の所得税課税額 203,000円未満	49,800	31,300
	8	前年度分の所得税課税額 303,000円未満	52,800	31,500
	9	前年度分の所得税課税額 413,000円未満	55,800	31,700
	10	前年度分の所得税課税額 574,000円未満	59,300	32,300
	11	前年度分の所得税課税額 734,000円未満	61,300	32,500
	12	前年度分の所得税課税額 734,000円以上	63,300	32,700



### 新制度北九州市保育料案

		【単位:円】				
階層区分		月額				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	7,200	7,100	4,800	4,700	
C	1	市民税均等割のみ課税	12,000	11,800	10,200	10,000
	2	市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900	12,000	11,800
D	1	市民税所得割課税額 55,000円未満	17,100	16,800	15,600	15,300
	2	市民税所得割課税額 79,000円未満	21,600	21,200	20,200	19,900
	3	市民税所得割課税額 97,000円未満	28,400	27,900	25,500	25,100
	4	市民税所得割課税額 115,000円未満	33,200	32,600	29,800	29,300
	5	市民税所得割課税額 152,000円未満	39,900	39,200	30,400	29,900
	6	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,800	43,000	30,900	30,400
	7	市民税所得割課税額 230,000円未満	49,800	48,900	31,300	30,800
	8	市民税所得割課税額 269,000円未満	52,800	51,900	31,500	31,000
	9	市民税所得割課税額 301,000円未満	55,800	54,800	31,700	31,200
	10	市民税所得割課税額 351,000円未満	59,300	58,300	32,300	31,800
	11	市民税所得割課税額 397,000円未満	61,300	60,200	32,500	32,000
	12	市民税所得割課税額 397,000円以上	63,300	62,200	32,700	32,200

- ※ 4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ※ 同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、お子さんの保育料が軽減され、上から2人目のお子さんの保育料は1/2に軽減、3人目以降のお子さんは無料となります。
- ※ B階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。